

○国土交通省告示第三百三十号

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障事業のうち損害のてん補額の決定以外のものを委託した保険会社の名称に変更があつたので、昭和三十一年運輸省告示第三百三十三号の一部を次のように改正する。

平成十四年四月十八日

国土交通大臣 林 寛子

「太陽火災海上保険株式会社」を削る。